

令和6年7月

お客さま各位

平塚信用金庫

## 実質的支配者変更時のお届けのお願いについて

拝啓

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関するガイドライン」に基づき、犯罪による収益の移転防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする「犯罪収益移転防止法」の実効性を高めるために、下記についてお客さまにご対応をお願いさせていただいております。

お客さまには大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 1 法人（又はそれに類するお客さま）の実質的支配者が変更された場合は、遅滞なく当金庫本支店までお届けをいただきますよう、お願いいたします。
- 2 当金庫に次のお届出をいただく場合は、実質的支配者のお客さまが変更となったかどうかを確認させていただく場合がございます。
  - (1) 商号が変更となった場合
  - (2) 代表者が変更となった場合
- 3 実質的支配者の変更があった場合は、次の書類のご用意を願います。  
なお、追加の書類をお願いする場合がございます。
  - ・法人の確認書類（履歴事項全部証明書〔発行より6ヶ月以内〕）
  - ・取引担当者の本人確認書類
  - ・最新の株主名簿（実質的支配者の変更が分かる書類）
- 4 実質的支配者のお客さまについて  
当該法人と実質的支配者のお客さまの関係については、別紙「実質的支配者の確認にかかるご協力のお願い」をご参照いただきますよう、お願いいたします。

以 上

## 実質的支配者の確認にかかるご協力のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

犯罪収益移転防止法では、法人のお客さまとの取引において「当該法人の実質的支配者の氏名・住居・生年月日」及び「当該法人と実質的支配者との関係」を確認することが求められています。

実質的支配者とは、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方のことをいいます。

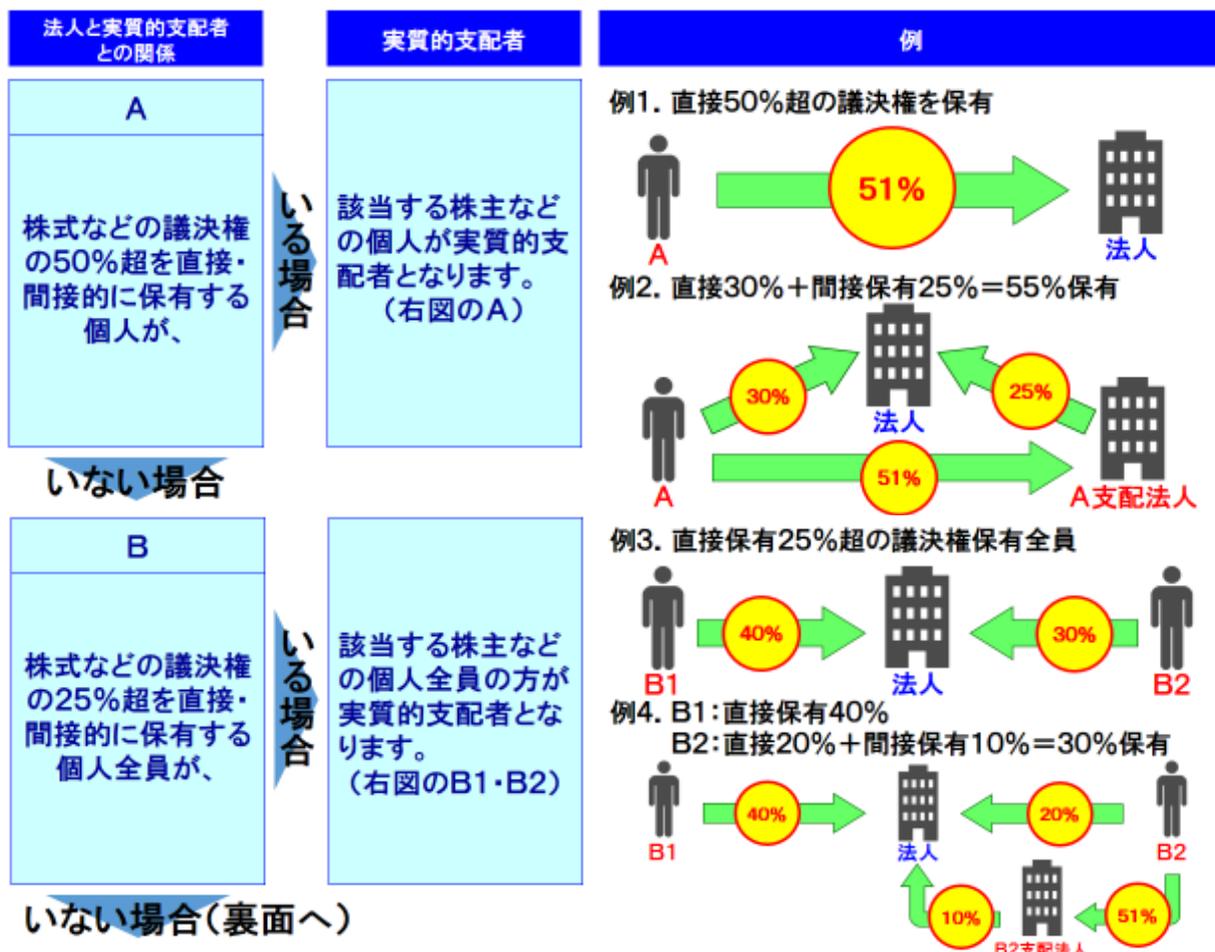
直接保有分	間接保有分
<p>その個人が、法人契約者の議決権を保有している場合、その個人が保有している法人契約者の議決権をいいます。</p> <p>(個人が直接的に保有している株)</p>	<p>その個人の支配法人(その個人が議決権の50%超を保有する法人をいいます)が、法人契約者の議決権を保有している場合、その支配法人が保有している法人契約者の議決権をいいます。</p> <p>(関連会社等を通じて間接的に保有している株)</p>

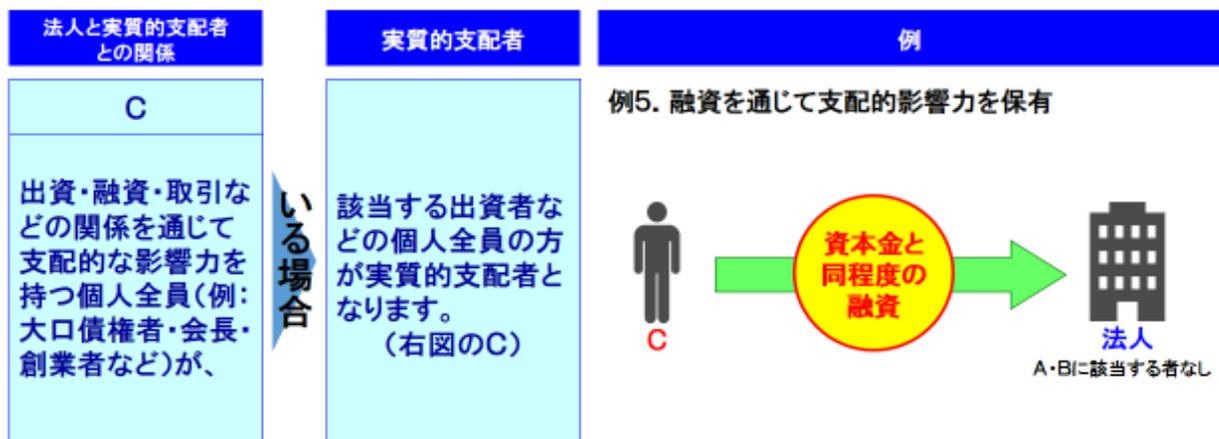
議決権保有状況の算出には直接保有分と間接保有分を合算いたします。間接保有分を計算するため、実質的支配者は原則として個人まで遡ることとなります。

ただし、国・地方公共団体・上場企業などが保有する議決権は、それ以上遡る必要はありません。

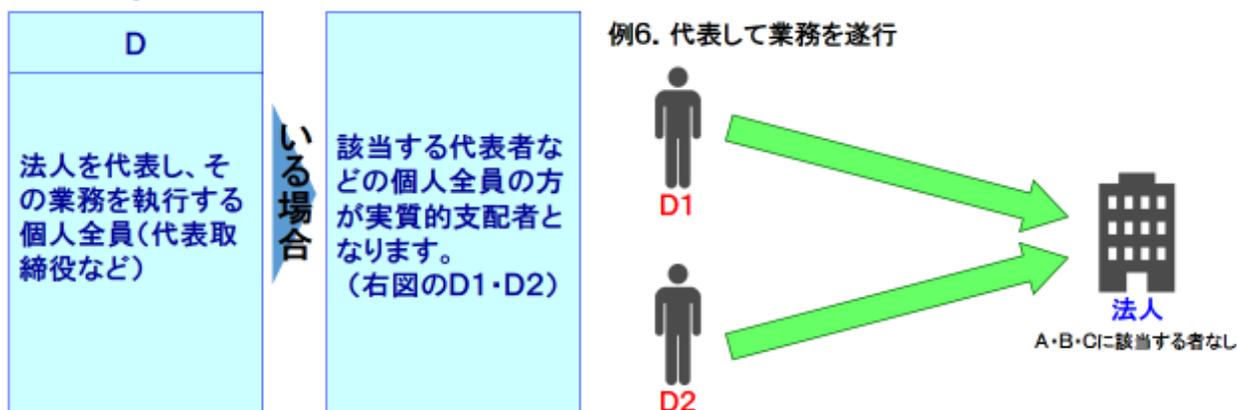
**お客さまの法人形態に応じて、次の内容をご確認のうえ、実質的支配者を特定してください。**

- お申込法人が人格のない社団または財団・国等(国・地公体・独立行政法人・上場企業など)  
⇒実質的支配者を特定いただく必要はありません。
- お申込法人が資本多数決法人の場合(株式会社・投資法人・特定目的会社など)





いない・不明の場合



3 お申込法人が資本多数決以外の法人の場合(一般社団法人・学校法人・医療法人など)

法人と実質的支配者との関係	実質的支配者	
E		
収益配当権、財産分配権の50%超を有する個人	いる場合	該当する個人が実質的支配者となります。
F		
収益配当権・財産分配権の25%超を有する個人全員及び出資・融資・取引などの関係を通じて支配的な影響力を有する個人全員(例: 大口債権者・会長・創業者など)	いる場合	該当する個人全員の方が実質的支配者となります。
G		
法人を代表し、その業務を執行する個人全員(代表理事など)	いる場合	該当する代表者などの個人全員の方が実質的支配者となります。

ご協力ありがとうございました。